

## 罰金の保護観察付き執行猶予の活用 （考えられる施策の概要）

## 罰金の保護観察付き執行猶予の活用（考えられる施策の概要）

罰金刑が相当である事案で、保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当であると考えられるものにつき、例えば、以下に掲げる方策をとるなどして、その活用を図るものとする。

- ① 検察官は、収集した証拠に基づいて、同種再犯のおそれや保護観察に付することによる処遇効果等を考慮して保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を判断し、これが認められる場合には、公判請求すべきか否かを検討した上、その後の裁判手続において、裁判所に対し、保護観察付き執行猶予の有用性・相当性の判断に資する事実を主張・立証する。
- ② 検察官は、①の判断に必要なときは、保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用する。